脱毛エステなど 長期間の 契約トラブルに注意!

事例①

●10年通い放題といわれて契約した脱毛エステだが、店の運営会社が変わり、今後は追加料金を支払わないと施術が受けられないと説明された。納得できない。(30歳代 女性)

事例②

●1年前に通い放題の脱毛エステを契約したが、事業者が倒産した。クレジットの支払いを止めてほしいと信販会社に連絡したが、契約書に記載されている回数(12回)の施術を受けているので、全額支払ってもらうと言われ納得できない。(20歳代 女性)



! ひとこと助言

- ●エステや医療機関での脱毛に関する相談が、性別を問わず若年者を中心に増えています。施術期間や金額によっては「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当し、クーリング・オフや中途解約が可能な場合があります。
- ●事例のように運営会社が変わったり事業者が倒産したりすると、施術が受けられなくなることがあります。また、「通い放題」「無制限」と説明されていても、契約書面には施術期間や回数が記載されていて、途中で解約しようとしても、所定の回数を消費しているため返金されなかったり、施術を受けた分の支払いを求められたりすることがあります。
- ●エステなどの契約は比較的長期にわたり高額なコースになることがあるので、施術内容だけでなく、 施術期間や回数、1回あたりの料金、途中で解約する際の条件などをよく確認して契約しましょう。

このチラシは令和 5 年度「悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として北海道消費者被害防止ネットワークが 作成しています。

|FOXしています。

作成:北海道立消費生活センター(北海道消費者被害防止ネットワーク事務局)

協力:北海道警察、札幌市消費者センター、(公社)札幌消費者協会、(一社)北海道消費者協会



巧妙な作りで見抜くのが難しく・・・ 偽サイトに要注意!

~対処法や回避のポイントを紹介~

事例①)

●通販サイトでバッグを注文し、代引きで受け取っ たが偽物だった。返金してほしいが、連絡先が 分からない。(20歳代 女性)

事例(2)

●ブランドのブーツが半額で販売されており、ク レジットカード払いで注文した。ブーツではな くニット帽が届いたので返品したいが、サイト に販売者の住所や電話番号の記載がない。どう したらよいか。(40歳代 女性)



40%

(!) ひとこと助言

- ●インターネット通販で「注文した商品が届かない」「届いたが偽物だった」などの「偽サイト」に関 する相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。
- ●注文後に偽サイトだと気付いたら、販売店にキャンセルの連絡をし、代引きの場合は受け取り拒否 をする方法があります。
- ●代引きや銀行振込みで代金を払ってしまうと、解約や返金が困難になることがほとんどです。クレジッ トカードで支払った場合は、クレジット会社に事情を伝えて、協力を求める方法があります。
- ●最近の偽サイトは、有名ブランドのロゴを盗用しているなど、一見しただけでは偽サイトと気付くこ とは困難です。注文する前にサイトの運営業者の情報などをよく確認しましょう。

偽サイト回避のポイント

- □販売価格が大幅に割引されている □事業者の住所や電話番号の記載がない
- □支払方法が「代金引換のみ」、「クレジットカードのみ」等のように限定的ではないか
- □公式販売サイトに注意喚起情報が掲載されていないか

不安な時は、迷わず相談を!

■消費者ホットライン

23188

警察相談電話

25#9110

相談専用電話

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分 **%**050-7505-0999

消費者被害防止メルマガ 消費者ほっとメール 発行: 北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課

北海道のメールマガジン

PR キャラクター 「かしこしか」